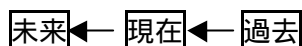


(参考資料1)

学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について

(説明図)

1. 未来の社会は過去の社会との断絶の上には構築できない



3層を結ぶ情報の循環

情報の蓄積・・・2次情報の蓄積と検索：専門知識の必要性

1次情報としての資料の収集・保存：

[課題] { 保存施設の確保  
活用の前提としての2次情報の蓄積と  
保存場所の地方分散・地域性

・情報の作成・管理者の存在の必要性

2. 社会における文化の伝承

文化にも集積の利点もあるが完全な中央集権化はなじまない

文化の地方における伝承と地域の独自性の尊重：地方の時代

資料の現地保存：埋蔵文化財の保存活用

標本資料（例、近代化遺産、観測・計測機器等を除くと遺構遺跡は動かせない）

3. 学術資料の種類・類型と保存の組織・形態・課題

史資料： 文書資料・・・文書館・公文書館

昭和62年12月 公文書館法公布、施行は昭和63年  
6月1日

平成11年6月 国立公文書館法公布、施行は平成  
12年10月1日

文献資料・・・図書館

判決原本・・・民事判決原本

大学で保管・デジタル化して国立公文書館で保管

刑事判決原本等一件記録等

公開の可能性（未定）

標本資料：(実物資料)・大学等研究機関・・・系統的保存体制なし（教室・講座の  
継承性の不安定性

埋蔵文化財・発掘保存の義務化・・・記録はされている

発掘場所での保存施設の不備・限界状況

博物館

昭和26年12月 博物館法公布、施行は昭和27年3月

文化財・・・美術館（指定文化財のみ保存措置）・・・私的財産は限界  
その他の学術資料・・・実態も不明  
[近代化産業遺構]・・・今後の課題  
保存の必要性が強調されてきた  
[近代建築物]・・・保存は不可能に近い

4. 学術資料の存在状況の把握の不備

現行統計調査：社会教育調査（指定統計）・・・博物館法等により調査概念が設計  
古色蒼然とした博物館の分類（参考資料2 調査票を参考）

悉皆調査の必要

5. 地方自治体を中核にした文化拠点形成の必要性

図書館・博物館・美術館・文書館等・・・体系化された文化拠点の形成へ  
[課題]無形文化財の伝承体系の不備  
文化拠点は誰が形成するか・・・公文書館：専門家の不足  
専門家の配置：公文書館の場合配置の義務付け  
規定の不備  
博物館：学芸員等専門家の育成の体系の不備  
大学院水準の教育体系がない

[課題] { どうやって形成するか  
どの様な理想像で  
どの様な現状把握の下で

6. 基本的には現在と過去をつないで未来に向けて物的一次情報を含めて蓄積する体系がない。

[課題] { 施設がない  
担い手がいない  
担い手を育成する体系がない

・将来に向けての体系の構築への提言：

公文書館法の改正：附則の暫定措置の廃止

要望：内閣府での検討懇談会の設置

図書館・博物館の高度化に対応した専門職の養成・研修制度の樹立

公文書館の専門職の養成と研修制度の樹立

大学院水準の養成体系は向けての整備

要望：文部科学省での検討懇談会の設置